

第231回

広島県都市計画審議会

と き 平成26年2月4日（火）
ところ 県庁北館4階 第3委員会室

（2冊分の1）

（第1号議案）

土 木 局

第231回広島県都市計画審議会

全体審議会

付 議 案

第1号議案	(2冊分の1)
-------	---------

第2号議案～第4号議案 (2冊分の2)

目 次

区分	議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	摘 要	分冊	頁
全 体 審 議 会	1	尾道市	因島瀬戸田都市計画区域の整備，開 発及び保全の方針の変更について	県	都市計画区域の統合に 伴う都市計画区域マス タープランの変更	1	1
	2	尾道市	因島瀬戸田都市計画道路の変更に ついて	県	黒崎新開崎安郷線 湊土井線 浜畑家老渡線 新町城山線 港務所北側線 新町福田線 (都市計画区域の統合 に伴う名称等の変更)	2	1
	3	福山市	備後圏都市計画臨港地区の変更に ついて	県	福山港臨港地区	2	1 3
	4	—	広島県都市計画審議会運営規程の 一部を改正する規程の制定に ついて	—	常務委員会の廃止	2	2 3

第1号議案

因島瀬戸田都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針
の変更について

(広島県決定)

都 圏 第 1 0 号
平成 2 6 年 2 月 4 日

広島県都市計画審議会会長 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市圏魅力づくり推進課

因島瀬戸田都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について（諮問）

このことについて，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する，同法第18条第1項の規定によって貴会の意見を求めます。

計 画 書

因島瀬戸田都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (広島県決定)

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

理 由

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，都市計画区域マスタープランという）」は，長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに，その実現に向けての道筋を明らかにするものであり，都市計画法第6条の2に基づき，全ての都市計画区域において，都道府県が定めることになっている。

因島及び瀬戸田都市計画区域マスタープランについては，平成23年5月に平成32年を目標年次とした現行計画が策定されている。

広島県では，市町村合併に伴う都市計画区域の見直しを進めているところであり，尾道市域については，因島都市計画区域と瀬戸田都市計画区域について区域を統合することとした。

このことから，この区域統合に伴う新しい都市計画区域に対応した都市計画区域マスタープランへの変更を行うものである。

因島瀬戸田都市計画区域の 整備，開発及び保全の方針

広島県

第1章 基本的事項

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」といいます。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものです。

また、都市計画区域マスタープランを定めるに当たっては、広島県の都市づくりの目標、広島県における都市計画区域マスタープランの考え方にに基づき定めるものとします。

第1節 広島県の都市づくりの目標

1 社会情勢の変化

人口減少・少子高齢化の進展や、地球温暖化などの環境問題の顕在化、住まいの選択や購買行動等における住民価値観の多様化等、都市を取り巻く状況は近年大きく変化しています。

さらに、自動車の普及を背景として、大規模店舗や公共公益施設等が郊外に移転した結果、自動車の利用が困難な高齢者等に不便さが増したり、都市機能の無秩序な拡散による公共投資の非効率化等の問題が発生する中で、平成18年には大規模集客施設の立地規制に係る都市計画法の改正が行われるなど、国においても都市の秩序ある整備を図るための取組みがなされています。

一方、市町村合併の進展により県内86市町村が23市町に再編されるとともに、広域ブロックの自立を目指す国土形成計画の策定や、広域自治体のあり方が議論されるなど、行政の枠組みもより広域化する方向へ変わろうとしています。

2 社会情勢の変化を受けた今後の課題

社会情勢の変化を受け、都市づくりにおける今後の課題として、次の5点が挙げられます。

(1) 持続可能な都市経営を支える都市構造の実現

人口減少と少子高齢化が同時に進展することにより、今後はまちづくりの主体たる基礎自治体の投資余力は今にも増して低下すると想定されることを踏まえ、都市機能の集約により、新たなインフラ投資や維持管理費の増大を抑制するなど、都市経営の効率化に向けた取組みが必要となります。

(2) 環境負荷の低減に向けた都市づくり

地球温暖化等、環境問題の顕在化を踏まえ、今後は都市機能の集約や公共交通の利用促進等を通じて、過度な自動車利用の適正化を図るとともに、エネルギーの面的利用^{*1}、未利用・再生可能エネルギー^{*2}の活用や、ヒートアイランド対策として都市内緑化を推進するなど、環境負荷低減に向けた都市づくりが必要です。

*1 エネルギーの面的利用：建物単体毎の供給・利用ではなく、エネルギープラントにより特定の地域に一括してエネルギー供給・共同利用することで、エネルギー利用を効率化し、地区全体のエネルギー消費量を削減する取り組みを想定している。

*2 未利用エネルギー：変電所・送電線の排熱、ごみ焼却排熱、工場排熱といった都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ、そのままか、あるいは殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されているエネルギーの総称

*3 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称

また、購買に係る住民価値観の変化や小売店舗の大規模化を背景に、主に商業施設の郊外立地が、人口減少下にあっても当面続くと想定されるため、適切な立地コントロールが必要です。

一方、住宅に係る住民価値観の変化を契機に、住宅の立地は今後郊外立地よりも、都心部も含めた既成市街地での供給に軸足を移した立地誘導が必要です。

(3) 地域資源の活用・保全による個性的で魅力ある都市づくり

景観法や歴史まちづくり法の制定を踏まえ、地域固有の歴史、文化、景観といった地域資源を活かした、まちづくりに向けた取組みが必要となります。

(4) 災害に強く、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくり

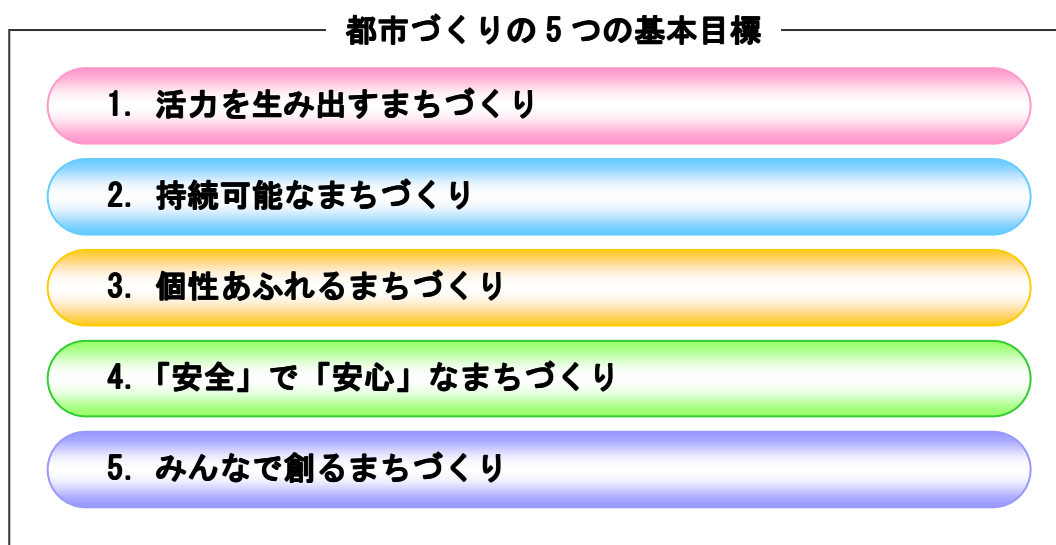
安全で快適な生活を営むためにも、災害に強いまちづくりは重要な課題です。また、今後進展する高齢化や海外等からの観光客を見据え、まちづくりにおいても一層のバリアフリー化の推進が求められます。

(5) 多様な主体による連携・協働の都市づくり

昨今、まちづくりに対する意識の高まりから、地域住民やNPO、企業など民間主体の活動が多様化し、私的な利益にとどまらない公共的価値を創出するような状況が生まれています。一方、人口減少や高齢化の進展といった社会情勢の変化により、今後、公共交通や福祉などの社会サービス水準の確保が困難となることが予想されることから、一層、民間と行政とが有機的に連携し、協働していくことが求められます。

都市づくりの基本目標について

広島県全体で共通の基本目標として、前述の課題に対応するため、次の5つの目標を設定します。



一つ目の目標として、中国ブロックの発展を牽引するための都市機能の強化や、都市間の広域的な連携・交流促進により、「活力を生み出すまちづくり」を目指すこととします。

二つ目の目標として、集約型都市構造の構築や公共交通機関の利用促進などを通じ、低炭素型社会の構築に資するとともに、まちなかの賑わいを再生する「持続可能なまちづくり」を目指すこととします。

三つ目の目標として、自然環境や歴史文化など地域資源を活かした「個性あふれるまちづくり」を目指すこととします。

四つ目の目標として、災害に強く、ユニバーサルデザインに配慮した「安全で安心なまちづくり」を目指すこととします。

五つ目の目標として、住民をはじめ、行政、NPO などの協働による、「みんなで創るまちづくり」を目指すこととします。

第2節 広島県における都市計画区域マスタープラン策定に当たっての考え方

1 圏域マスタープランの策定について

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域毎に長期的視点に立った都市の将来像及び基本目標を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

しかしながら、県民の活動範囲は1つの都市に留まるものではなく、その策定に当たっては、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案するなど、広域的視点を確保することが求められます。

また、記載内容も当該都市計画区域内に関するものに限られるため、複数の都市計画区域や都市計画区域内外にわたる課題への対応に限界があります。

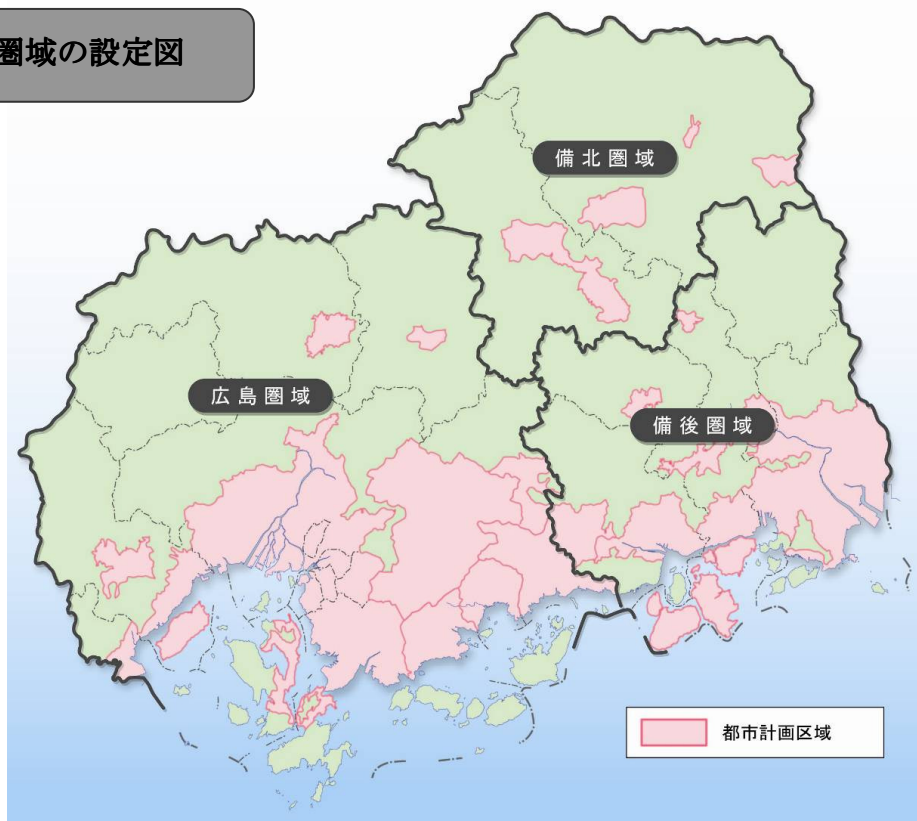
そこで広島県では、このような広域的視点の必要性を踏まえて、県下26区域の都市計画区域すべてについて都市計画区域マスタープランを策定するとともに、より広域的なエリアである圏域を対象とした、圏域単位の整備、開発及び保全の方針(以下「圏域マスタープラン」といいます)を策定しています。

2 圏域マスタープランの策定単位としての圏域設定について

生活・経済活動の面で一定の結びつきを有する複数の都市を包含し、都市計画区域外も含む広域的エリアである圏域について、次のとおり「広島圏」「備後圏」「備北圏」の3圏域を設定しています。

なお、圏域設定の考え方ですが、通勤・通学などにおける流入・流出人口の状況から、一定の結びつきを有する複数の都市からなる地域を圏域とすることを基本とし、さらに都市の地理的位置関係や、地形、交通網や都市施設の配置状況、上位計画である広島県土地利用基本計画等との整合性も踏まえ、設定しています。

圏域の設定図



3 圏域単位での目標設定等

都市計画区域マスタープランは、県内の都市計画区域毎に策定するものですが、より広域的視点を確保する必要があることから、圏域単位での目標設定等を行い、各都市の位置づけや広域・根幹施設を整理した圏域マスタープランを策定しています。

したがって、都市計画区域マスタープランの構成は、圏域全体の目標に加え、区域ごとに細分化した目標について示すこととしています。

4 目標年次

本方針は、最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、策定から概ね20年後(平成42年)の都市の姿を展望しつつ、概ね10年以内の各々の都市計画の整備目標を定めます。

表 目標年次

基準年次	目標年次
平成17年	平成32年

第3節 策定の対象区域

1 策定の対象区域の現状

本方針において対象とする因島瀬戸田都市計画区域は、備後圏域に属します。



■ 因島都市計画区域の面積・人口

区分	構成市町	面積 (ha)	人口 (人)
因島瀬戸田都市計画区域	尾道市の一部	7,252	35,739

※都市計画区域面積：「都市計画年報(H18)」

都市計画区域人口：広島県都市計画基礎調査による平成17年人口

(参考) 備後圏域の行政区域の面積・人口

区分	構成市町	面積 (ha)	人口 (人)
備後圏域	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅町, 神石高原町	212,975	789,152

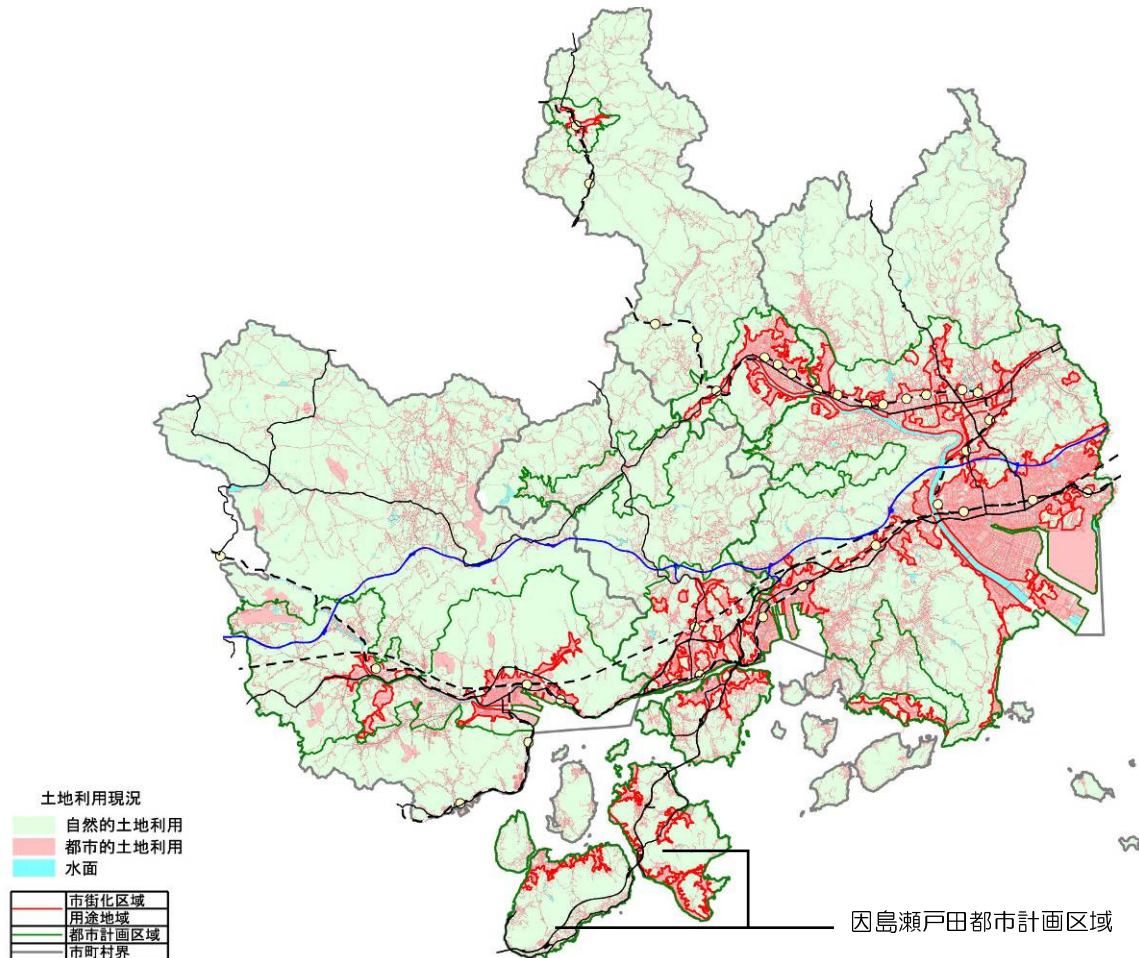
※面積：「全国都道府県市区町村別面積調(H17)」

人口：「国勢調査(H17)」

※市町名は平成21年4月1日現在

2 土地利用現況

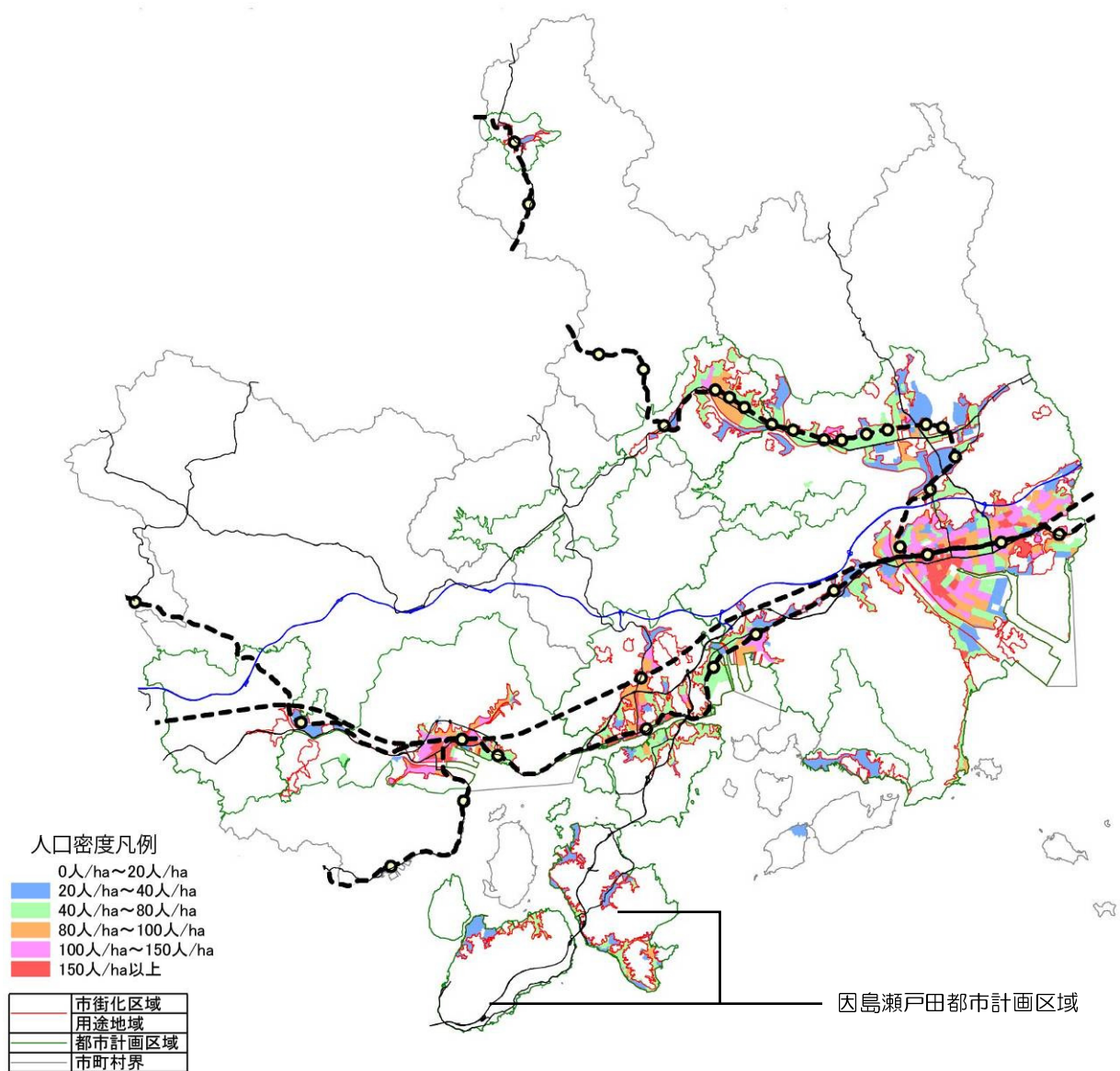
本区域は、広島県の東南部に位置し、周囲を瀬戸内海に取り囲まれ、中央部に山が位置する良好な自然的環境に恵まれています。これらの緑地が郷土景観の構成要素となっており、因島では5箇所の自然公園が国立公園第2種の指定を受け、すぐれた自然の景観が保護されるとともに、憩いの場として緑の空間を提供しています。また、生口島・高根島は、中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されており、道路、住宅地、工業用地等の都市的土地利用はわずかの面積にとどまっています。これらの豊かな自然環境は、環境学習や観光振興において重要な役割を果たしています。



参考：広島県都市計画区域マスタープラン
策定に係わる基礎調査（平成20年）

3 人口密度分布

本区域のうち、因島土生地区及び生口島北部において 20 人～80 人/ha 程度の中低密度な市街地が見られます。また、因島土生地区の一部では 100 人/ha 以上の密集市街地が広がっています。



参考：広島県都市計画区域マスタープラン
策定に係わる基礎調査（平成 20 年）

第2章 都市計画の目標

第1節 広域的位置づけ

因島瀬戸田都市計画区域は、合併前の旧因島市と旧瀬戸田町の都市活動の拠点的役割を担う都市拠点として位置付けられます。

本区域は、古くから海を介して世界に開かれた瀬戸内海の豊かな風土を活かし、芸予諸島の町村と一体となって、地域産業の活性化を図るとともに、地域の生活や文化を大切にしたい都市づくりが求められています。また、芸術と文化の拠点づくりを進め、ベル・カントホールや島ごと美術館、平山郁夫美術館等を有していますが、入込観光客数を更に増加させるため、瀬戸内しまなみ海道を活用した新たな対策等により、交流人口の増加とにぎわいのある都市づくりを進めることが必要となっています。

高度医療や高次人材育成、産業支援機能等の専門的な技術が必要となる高次都市機能については、尾道市中心部及び福山中核拠点による補完を受けつつも、通常の保健医療需要^{※1}に対応するレベルの医療機能をはじめ、買回り品^{※2}レベルの商業など、広域的都市機能の強化を図る必要があります。

また、周辺の島しょ部を含めた地域の発展を牽引するとともに、備後圏都市計画区域との分担・連携を通じて、愛媛県に至る瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興に向けた先導的役割が期待されます。

第2節 都市の将来像と都市づくりの基本目標

1 圏域の将来像

因島瀬戸田都市計画区域が属する備後圏域全体の将来像は、次のとおりとしています。

瀬戸内海中央部の発展を牽引する魅力と活力にあふれる備後圏域

2 都市づくりの基本目標

県全体共通の都市づくりに係る目標として掲げた5つの基本目標を踏まえ、本区域の都市づくりの基本目標は次のとおりとします。

【区域の将来像】

芸術・文化・地域産業を活かした“しまなみ交流都市”

基本目標1 【活力を生み出すまちづくり】

(圏域全体の目標)

瀬戸内海中央部を発展させるために、福山中核都市圏における高次都市機能の集積と魅力を一層推進し、備後圏域はもとより、岡山県西部を含めたより広域な地域の住民がこれらの都市機能を享受できるように広域都市づくりを推進します。

^{※1} 通常の保健医療需要：特殊な診断・診療を伴わない一般の医療需要に対応するレベルの医療機能。具体的には救急医療では二次救急医療レベル、周産期医療では地域周産期医療レベル程度を想定している

^{※2} 買回り品：日常的に購入する食料品等を除く、衣料品や、家電製品、家具などの耐久消費財に係る小売機能

広域交通については、山陰や四国、岡山県などとの多様な交流・連携活動の基盤となる高速交通体系の構築を一層推進します。

また、既存の産業集積を活かしながら、新たな産業の創出と集積をはかる創造型都市づくりを目指します。

(本区域の目標)

本区域については、瀬戸内しまなみ海道、中国横断自動車道尾道松江線の整備により、山陽地方、山陰地方、四国地方を結ぶ広域道路網が形成されることから、広域観光の振興や広域物流機能を強化するとともに、柑橘類を中心とした農業振興や造船業などの既存の産業集積を生かし、人・もの・情報の交流拠点の形成を目指します。

基本目標 2 【持続可能なまちづくり】

(圏域全体の目標)

多様な主体の連携・協力によって、住民生活や産業活動を展開する上で、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な環境にやさしい都市づくりを推進し、都市の周辺部を中心に広がる豊かな自然環境のもつ保健・レクリエーション機能を保全することにより、さらによりよい都市環境を築き、これを将来の世代に継承していきます。

また、各都市において様々な都市機能を拠点に集約し、自動車中心の交通から公共交通・自転車・徒歩を中心とした交通体系への転換を促進するとともに、都市の中心部であるまちなかの賑わいを再生し、持続可能なまちづくりを推進します。

更に、都市部と各地域拠点を結ぶ公共交通体系の利用促進を図るとともに、市街地循環バスや地域生活バスなど生活交通体系の確立により、日常生活においても快適で便利なまちを目指します。

(本区域の目標)

土生港を中心とした因島土生地区においては、芸予諸島地域における海上交通の拠点性と本区域における中心市街地としての商業などの集積を活かし、本区域や周辺地域の発展を支えて行くよう、都市機能の強化を図るとともに、市中心部との連携強化を図るための交通ネットワーク機能の強化等、定住基盤の確立を通し、快適で利便性の高い暮らしを可能とする都市拠点の形成を図ります。

また、支所を中心とした地区においては、地域の日常サービス機能の充実強化を図り、住民の生活活動等を支える地域拠点としての役割の強化を図ります。

基本目標 3 【個性あふれるまちづくり】

(圏域全体の目標)

古くは万葉の時代から栄えてきた港町や旧石州街道・旧山陽道沿いに栄えた宿場町などに由来する、各都市に分布する多様な歴史・文化などの地域資源を活用し、これを活かした都市景観の形成に努めるなど、住民や来訪者がその都市にしかない個性を感じられる都市づくりを推進します。

また、瀬戸内海沿岸域や帝釈峡などの優れた自然環境を積極的に活用し、広域的な交流の拡大を図ります。

(本区域の目標)

本区域では、本因坊秀策囲碁記念館、戦国時代の水軍に由来する地域資源や、平山郁夫美術館や耕三寺、向上寺等の魅力を活かすとともに、しまなみ海道サイクリングロードを今後も活用するなど、広域的な交流の促進とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

また、瀬戸内海の多くの島々が生み出す多島美の景観を活かしたまちづくりを進めます。

基本目標 4 【安全で安心なまちづくり】

(圏域全体の目標)

流域内の河川、下水道、内水域等それぞれの被害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道、砂防施設の管理者が連携し、総合的・効果的な土砂災害対策、治水対策に努め、大雨による土砂災害、河川の氾濫などの災害を抑制するとともに、高潮被害が発生するおそれがある海岸について、海岸保全施設の機能強化を推進します。

また、大規模災害発生時において、防災拠点として利用する各種庁舎、病院、消防署等の公共公益施設の耐震化を促進し、被害を最小化するための減災対策を図り、災害に強い安全なまちを目指します。

これらの施設整備に加え、ハザードマップの作成促進などソフト対策を推進することで総合的な防災体制の充実に取組みます。

更に、情報通信基盤の整備を促進し、防災、医療、交通など様々な情報を迅速に提供することで、安心して暮らせるまちを目指します。

一方、地域の治安維持・向上のため、住宅の防犯性向上などの防犯設備の整備を推進するとともに、地域コミュニティ形成などのソフト対策を推進し、防犯機能の強化を図ります。

また、公共空間・公共交通のバリアフリー化の推進に加えて、ユニバーサルデザインに配慮した情報の提供・発信を行い、だれもが安心できる都市環境を目指します。

(本区域の目標)

◆災害に強いまちづくり

- 広島県耐震改修促進計画に基づき、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進します。
- 災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築します。
- 災害時の被害を最小限とするため、水道・下水道施設を耐震化していくとともに、水道施設にあっては、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化します。
- 災害時に避難場所となる施設の適正配置を促進するとともに、これらの施設に、災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実に図ります。
- 広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等による推進を図ります。

◆ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- 支所などの公共施設と市街地を結ぶエリアにおいて、移動等円滑化基本構想を策定するなどバリアフリー化を促進します。
- 特に市町をまたいだ施設間の移動等の円滑化を図るため、バリアフリー整備の各事業者間での連携・協働の促進を図ります。
- 広島県福祉のまちづくり条例による事前協議制度を通じ、バリアフリー化に配慮した施設整備を促進します。
- ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの理念の普及啓発に努めます。

基本目標 5 【みんなで創るまちづくり】

人口減少や高齢化の進展といった社会情勢の変化により、今後の公共サービスの充実には、地域の実情や特性を踏まえ、サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた、NPO・ボランティア団体、住民自治組織、地域公益団体、企業、県民などの多様な主体の参画と知恵の結集が不可欠となっています。

よって、従来の「公共的なことはすべて行政が行うべき」との考え方を換え、次のとおり、まちづくりにおいてもNPO・ボランティア団体などの多様な主体の参画と役割分担を促進するための環境整備に努めます。

- 県民の都市計画への理解と関心を深め、円滑な合意形成や主体的な参画意識の醸成を促進するために、都市計画の指定状況や制度内容を初めとする情報発信の強化・充実を進めます。
- 伝統・文化の承継・保存といった活動を契機に、世代間の交流が促進され、地域コミュニティが、まちづくりの母体として実質的に機能するよう、地域社会の活性化を支える人材の育成を推進します。
- 地域の実情に通じており、県民ニーズの迅速な把握や柔軟な対応が可能なNPO・ボランティア団体などと行政が協働することで、地域特性やこれまで培ってきた地域の資産を活かした、きめ細やかで柔軟なサービスが提供可能なまちづくりを目指します。

第3節 将来都市構造

都市づくり基本目標及び地域毎の将来像に基づき、各拠点の都市機能向上と役割分担、拠点間の連携により、区域全体の中核機能の向上を図るため、将来の本区域のあるべき都市構造を拠点と軸及びゾーンにより設定し、発展・振興の方向性を明らかにします。

1 拠点

区分	位置付け	考え方	配置
中核拠点	高次都市機能の集積・強化により中国地方の発展にあたって中核となる拠点	中核都市の中心部	福山市中心部
広域拠点	都市機能及び一部高次都市機能の集積を図り、中核拠点の都市機能を一部分担する拠点	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模に係る都市拠点の条件に合致 複数の広域公共交通ネットワーク（鉄軌道系交通や中枢拠点と結ぶ高速バス交通等）で結ばれた都市計画区域を持つ都市 行政区域人口の20年後の将来推計値が4万人^{※1}を超えること。 	三原市中心部 尾道市中心部
都市拠点	都市機能の集積を推進し、広域拠点による機能補完を受けつつも、一定程度の独立性を持つ拠点	都市計画区域を持つ都市であり、かつ以下の条件に該当 <ul style="list-style-type: none"> 行政区域人口の20年後の将来推計値10,000人以上^{※2}かつ 用途地域内人口の20年後の将来推計値3,000人^{※2}以上 	府中市中心部 旧因島市中心部
地域拠点	中核、広域、都市拠点による機能補完を受けつつも、日常生活面での都市機能を集積する拠点	上記のいずれにも該当しないが、市町の役場周辺若しくは支所の所在地など、地域の拠点となる箇所	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点以外の都市計画区域を有する地域の中心部 都市計画区域の指定のない町の中心部

※1 総務省が作成した定住自立圏構想作成要領の中心市の人口要件を参考に設定

※2 都市計画区域の指定要件を参考に設定（都市計画法施行令第2条）

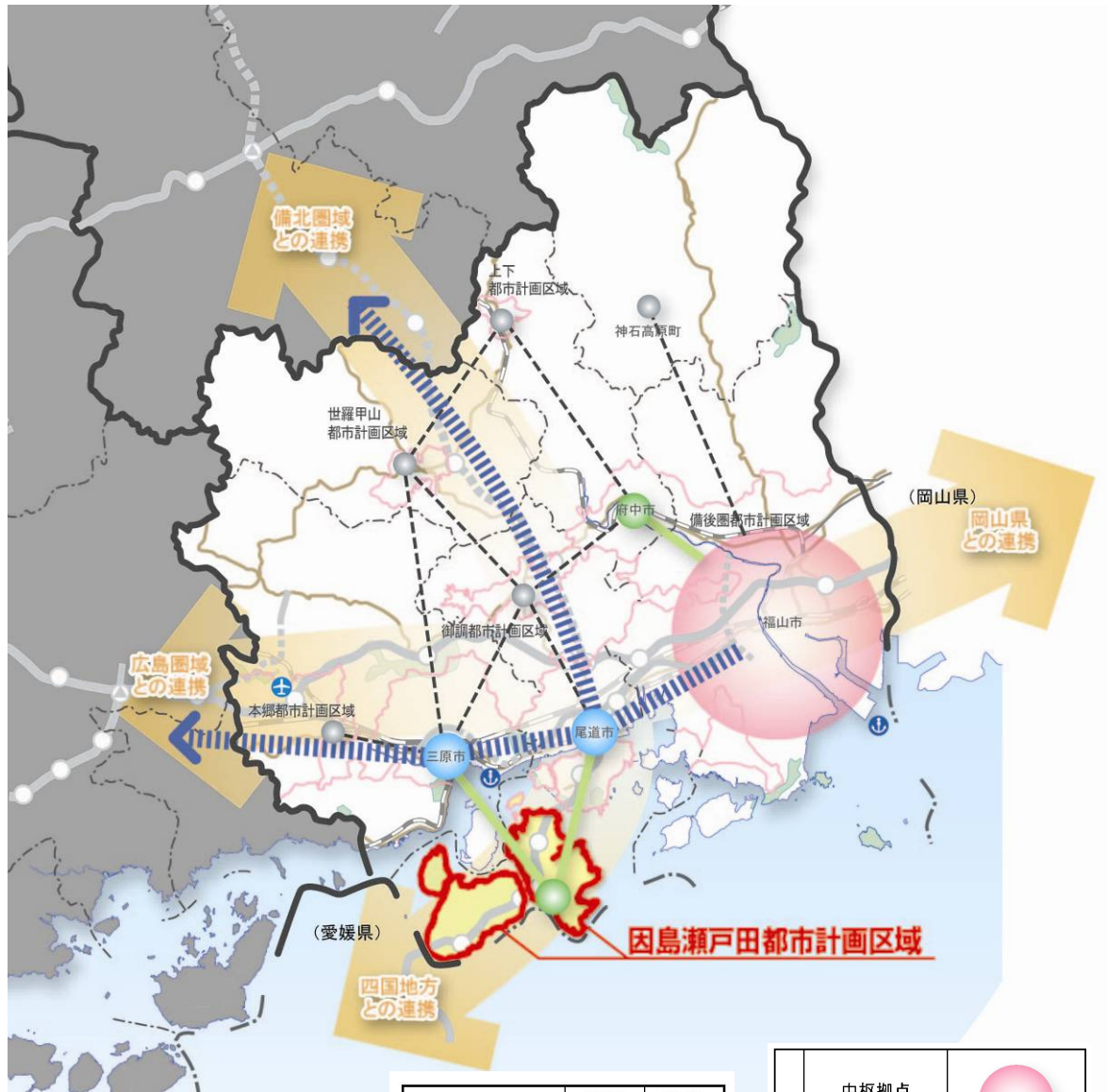
2 軸

軸の区分		考え方	配 置
中四国地域連携軸		圏域外との連携を強化する軸として、広域の交流連携を推進する方向を示します。	広域公共交通や高規格幹線道路で隣接圏域若しくは、広島県と隣県を結ぶ軸
都市軸	広域連携軸	高次な都市機能の強化を推進する軸であり、グローバルな都市機能を有する都市を相互の連携により実現していきます。	中核拠点と広域拠点、及び広域拠点同士を結ぶ広域幹線道路、鉄道等
	都市間連携軸	広域拠点との連携により個々の都市の発展を促す軸とします。	広域拠点と都市拠点、及び都市拠点同士を結ぶ国道、県道、航路等
	地域間連携軸	交流促進の軸であり、都市毎のにぎわいと活力を交流連携により創出します。	都市拠点と地域拠点を結ぶ県道、航路等

3 ゾーン

区 分	考え方	配 置
都市ゾーン	都市として一体的に整備、開発及び保全を図る必要のある区域とします。	各都市計画区域
自然環境 保全ゾーン	広域的な観点から特に保全が必要な山林、樹林、海辺等の優れた自然の風景地として、面的な広がりを持つ区域とします。	国立公園、国定公園、県立自然公園 等

■ 因島瀬戸田都市計画区域 将来都市構造図



拠点	中枢拠点 中核拠点	
	広域拠点	
	都市拠点	
	地域拠点	

中四国地域連携軸		
広域連携軸		
都市間連携軸		
地域間連携軸		
ゾーン	都市ゾーン (都市計画区域)	
	自然環境保全ゾーン (国立公園等)	陸域
海域		

※上記は、具体的な位置等を規定するものではありません。

第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

都市計画の目標を踏まえ、本区域における区域区分（現在市街地が形成されている区域及び今後概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域と、市街化を抑制する区域を区分すること）について、その決定の有無と、区域区分を定める際の方針を示します。

第1節 区域区分の有無

因島瀬戸田都市計画区域の区域区分の有無

本区域に区域区分は定めません。

これまで区域区分は定められておらず、平成17年の都市計画区域人口は35,739人であり、平成7年の40,311人から約4,500人減少しており、平成32年には全国的な人口減少の動向に併せて将来人口は更に減少することが予測されます。

しかし、因島大橋により区域区分を有する備後圏都市計画区域と結ばれていることから、密接な関係があると考えられ、その影響を受ける可能性があります。

一方、D I D(人口集中地区)^{*}における人口及びD I D地区の面積は平成2年から減少しています。

産業分野では、商業販売額は近年減少傾向にあり、また、工業出荷額は概ね横ばい傾向にあります。

以上のことから、総合的に判断すると区域区分の設定を検討するほどの著しい都市の成長性は有していないと考察されます。

そこで、土地利用制限を課す区域区分ではなく、用途地域等により土地利用規制を行うことが望ましいと考えられることから、本区域は区域区分を定めません。

^{*} 国勢調査において、一定程度以上の人口密度(40人/ha)がある、相当規模の既成市街地として定義された地区

第4章 主要な都市計画の決定の方針

県民の都市づくりと都市計画への理解と関心を深め、円滑な合意形成や主体的な参画意識の醸成を促進するため、都市計画の決定にあたっては、今後一層、情報発信の強化・充実に努めます。

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1 基本方針

本区域では、因島の約8割が自然的土地利用であり、生口島・高根島では中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されているなど、豊かな自然環境に恵まれています。今後も人口減少が予測されるなか、既存ストックの有効活用と更新等を通じてゆとりある生活環境の充実を図るとともに、本区域の魅力を引き出し観光・交流の促進を図る必要があります。

そのため、本区域においては、芸予諸島の拠点的位置づけを持ち、その役割を十分に果たしていくために、瀬戸内しまなみ海道の整備効果を引き出し、しまなみ交流を促進するための計画的な土地利用を促進します。また、既成市街地を中心として土地の高度利用を促進し、その有効利用を図ります。

因島土生地区等の既成市街地においては、生活環境の向上、産業振興、防災の観点から公共空間の確保に努めます。

また、その他の地区では、無秩序な市街化を抑制し、既成市街地や工業用地等の有効活用を図るとともに、良好な自然と海岸線の保持、耕作放棄地の増加に対応した合理的な土地利用に努めます。

2 主要用途の配置の方針

(1) 住宅地

本区域は、総人口が減少しているものの、それ以上にD I D人口、D I D面積が減少しており、中心市街地の空洞化が懸念されます。よって、既成市街地の中に形成されている住宅地について、特に整備率が低い、道路、公園、下水道等の都市基盤整備の推進により、利便性の向上による人口定着を目指すとともに、既存の低・未利用地の有効活用を誘導します。

因島土生地区等の既存住宅地については、住宅、商業、工業の各施設が密集して立地しているため、その環境の維持改善を図りながら、良好な住宅地の形成に努めます。

また、因島北部や生口島等住宅地として市街化が進展している地区においては、無秩序な市街化を抑制し、自然環境と調和した良好な居住環境を保持します。

(2) 商業・業務地

因島土生地区等の既存商業地については、芸予諸島の住民の利用を視野に入れ、都市活動の拠点的役割を担う都市拠点として、既存の商業・業務地において買回り品レベルの商業機能など、都市機能の強化を図ります。

瀬戸田港から耕三寺の既存市街地については、観光客の入込みに対応した個性ある商業環境の形成に努めるとともに、近隣住民の日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。

(3) 工業地

因島産業開発団地や沿岸部等の既存工業地については、工業地として土地利用が確立されているため、工業地としての環境の維持・保全を図ります。

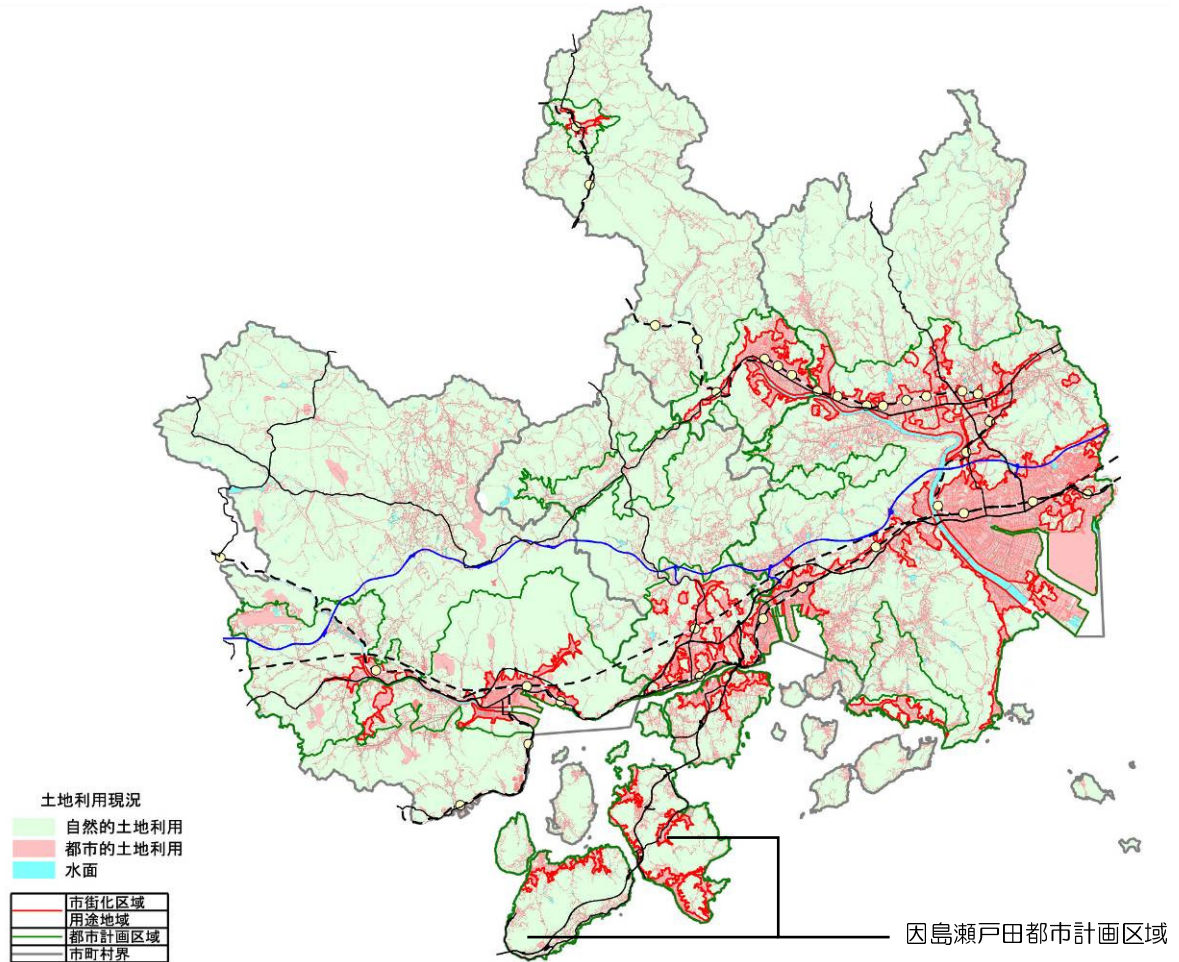
3 その他の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

因島土生地区等の既存の密集市街地においては、より一層の有効活用を図るため、居住環境の改善を含む土地の高度利用を促進します。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

因島土生地区等の既成市街地においては、住宅、商業、工業の各施設が密集して立地しているため、生活環境の向上に向け、道路の拡幅など公共空間の確保に努めます。



■土地利用現況図

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

広島県の都市づくりの基本目標を踏まえ、機能的な都市活動を支える広域・根幹的な都市施設について、次のとおり都市計画の決定の方針を定めます。

1 交通施設の都市計画の決定の方針

主要な交通施設として、本区域と周辺都市との交流・連携活動の基盤となる広域交通体系の強化に加え、区域内の交通体系を形成する道路について、次のとおり整備方針等を定めます。

また、まちづくりの方向性を見直しに伴い、都市計画道路の配置・規模等を検証し、必要に応じて計画変更を行い、効率的な施設整備を行います。

(1) 交通体系の整備方針

本区域は、島しょ部という地理的条件などから、長く海上交通に依存してきましたが、瀬戸内しまなみ海道の開通により高速交通体系の整備が進みました。こうした広域的なアクセス条件の向上による行動範囲の拡大、活力ある産業の振興、定住促進など地域活性化が期待される反面、広島県と愛媛県の間の一通過点になることが懸念されています。このため、本区域の各地区から瀬戸内しまなみ海道のインターチェンジへのアクセス向上に努めるとともに、安全で快適な道路網の形成を図ります。

さらに、区域内の拠点を結ぶ交通体系については、中心商業・業務機能を区域内の住民が享受しやすくするため、拠点間ネットワークを強化するとともに、地震など災害発生時等に円滑かつ確実な緊急輸送を実現するため緊急輸送道路について計画的な整備を図ります。

また、区域内の交通については、地域公共交通の利便性向上を通じ、自動車中心の交通から公共交通、自転車、徒歩を中心とした交通体系への転換を促進します。

さらに、公共交通のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した情報の提供・発信を促進します。

(2) 整備水準の目標

本区域において、概ね 20 年後の交通施設の整備水準の目標を次のとおり設定します。

	項目	目標
道 路	広域的な交流・連携を支える 高速交通体系の構築	区域内の市町から広島空港への移動時間について 40 分圏の拡大を目指します。
	物流機能の強化	区域内の市町から高速道路インターチェンジへの移動時間について、20 分圏の拡大を目指します。
	安全な道路の整備（緊急輸送 道路の整備）	区域内の緊急輸送道路の改良済区間の延伸を目指します。

(3) 道路の配置方針及び整備目標

1) 配置方針

交通体系の整備方針に基づき、都市とその周辺の交流・連携の促進に向けた広域交通体系や区域内の都市間連携等を支える交通体系を形成する主要な道路について、配置方針を次に示します。

① 一般国道・県道等

各拠点間の交流・連携機能の強化、都市中心部へのアクセス機能の強化等を図るため、以下に示す方針に基づき整備を促進します。

■広域交通ネットワークの確立に資する道路

高速道路インターチェンジや物流拠点等へのアクセス強化など広域交通ネットワークの確立に資する道路の整備を促進します。

■災害に強い道路ネットワークの構築に資する道路

地震など災害発生時等に円滑かつ確実な緊急輸送を実現するため、緊急輸送道路について計画的な整備を促進します。

■地域の自立や活力を支える道路

都市を支える道路の整備や市町村合併後のまちづくりを支える道路など、本区域と周辺都市との交流連携機能強化に資する道路の整備を促進します。

■安心できる道路空間の形成

主要生活道路のバリアフリー化や、都市内道路における歩行空間の整備を促進します。

2) 整備目標

本区域において、道路の配置方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む。）を行う主な施設を次のとおり設定します。

種別	番号	路線名	区間
一般国道・県道等	1	国道317号	青影
	2	国道317号	中庄町
	3	(一)西浦三庄田熊線	深浦
	4	(一)高根島線	内之浦
	5	(都)浜畑家老渡線	三庄町
	6	(都)湊土井線	三庄町

(4) その他の施設の整備方針

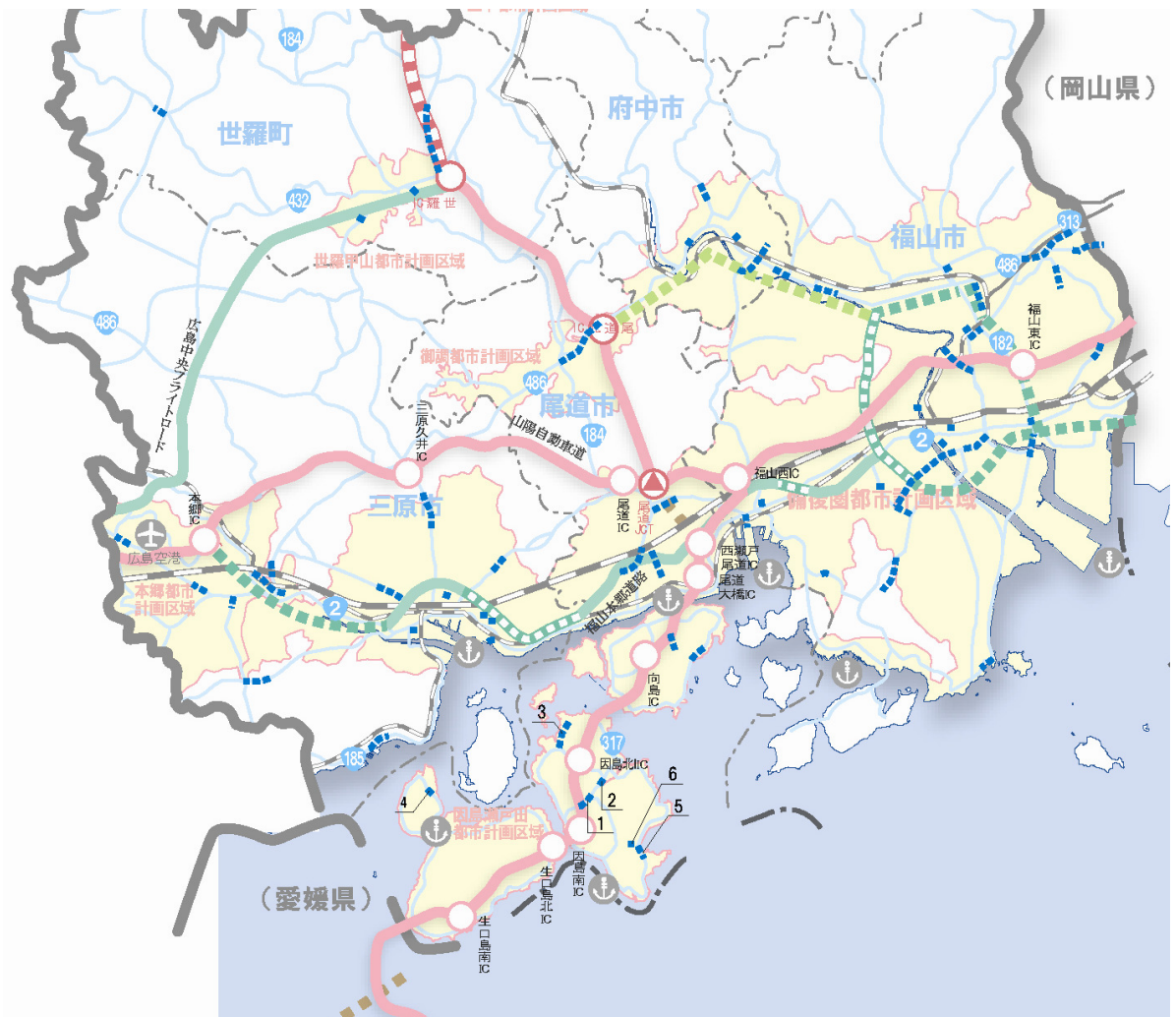
交通体系の整備方針に基づき、都市とその周辺の交流・連携を促進するその他施設について、配置方針を次のとおり設定します。

1) 整備方針

① 港湾

海洋型都市の玄関口として、人、物、情報の交流拠点、瀬戸内海の観光拠点等について充実させることを目的に、各港湾地区の状況に応じて施設の整備・充実を促進します。

■ 因島瀬戸田都市計画区域 交通施設の整備方針図



		供用	事業中	計画中
高規格幹線道路				
地域高規格道路	計画路線			
	候補路線			
一般国道・県道等				
検討区間				
新軌道系交通				
鉄道				
港湾				
空港				
	都市計画区域			

※上記は、具体的な位置等を規定するものではありません。

2 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

都市活動及び都市生活における安全性の向上と快適な都市環境の形成を図るために必要となる下水道及び河川について、次のとおり整備方針等を定めます。

(1) 下水道及び河川の整備方針

1) 下水道

下水道は、清潔で快適な居住環境の維持・向上及び河川、湖沼等の公共用水域の水質保全を図るために不可欠な都市基盤施設です。

本区域を取り囲む美しい海を将来の世代にも引き継いでいくため、公共下水道等の適切な整備を促進します。

(2) 河川

① 河川整備

河川は、水と緑の空間として地域社会にうるおいを与えると同時に、飲み水や農業用水、工業用水など生活を支える貴重な自然資源です。

本区域では、安全かつ快適な都市環境を確保するため、流域内の市街地及びその周辺地域について、河川の氾濫や高潮などの災害を抑制するとともに、地域の人々にとって憩いの場や自然に触れ合う場として活用できる空間となるよう河川環境の整備と保全に努めます。

② 砂防・急傾斜

山際や土石流の危険性がある谷の出口まで開発により拡大してきた住宅地について、がけ崩れによる土砂災害から人命・人家及び公共施設等を保全するため、急傾斜地崩壊対策を推進するとともに、土石流危険渓流等に砂防堰堤や渓流保全工を整備し、土石流災害の防止・軽減を図ります。

(3) 整備水準の目標

1) 下水道

本区域において、概ね 20 年後の下水道の整備水準の目標を次のとおり設定します。

整備水準の目標
<ul style="list-style-type: none">・ 都市環境の質の向上を図るため、公共下水道等*生活排水処理率*の向上に努めます。・ 浸水災害による被害を軽減するため、下水道雨水対策整備に努めます。

2) 河川

①河川整備

本区域において、概ね 20～30 年後の河川の整備水準の目標を次のとおり設定します。

整備水準の目標
<ul style="list-style-type: none">・ 各河川流域の地域特性に応じて、予想される氾濫・洪水に対して家屋浸水被害の軽減を図ります。・ 河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持に努めます。・ 自然に配慮した良好な河川環境の整備，保全に努めます。・ アメニティ豊かな生活環境の創出のため，親水性を確保した良好な都市環境の形成を進めます。・ 沿岸部の市街地について高潮被害の軽減を図ります。

②砂防・急傾斜

本区域において、概ね 20 年後の砂防施設・急傾斜地崩壊対策施設の整備水準の目標を次のとおり設定します。

整備水準の目標
<ul style="list-style-type: none">・ 災害履歴のある箇所について整備を図ります。・ 災害時要援護者施設を保全対象とする箇所について整備を進めます。・ 避難関連施設を保全対象とする箇所について整備を進めます。・ 土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域の指定を進めます。

*公共下水道等とは公共下水道に農業（漁業）集落排水施設，小型合併処理浄化槽等を含んだものをいいます。

*生活排水処理率は排水処理人口／区域内人口を表します。

(4) 主要な施設の配置方針

1) 下水道

本区域では、公共下水道等の早期整備を推進し、公共用水域の水質保全及び水質改善を図るとともに、流域及び各都市における生活環境の改善を図ります。

《単独公共下水道》

市管理のもと、汚水管渠、処理場、雨水管渠及び雨水ポンプ場等の整備を図っていきます。

■ 因島瀬戸田都市計画区域 下水道, 河川の整備方針図



※ 上記は、具体的な位置等を規定するものではありません。
 ※ 公共下水道エリアは、都市計画決定に係るもののみ記載しています。

都市計画区域	
事業対象水系	
河川	
多目的ダム	 建設中
治水ダム	 建設中
公共下水道エリア	

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1 主要な市街地開発事業の決定の方針

本格的な高齢化社会の到来や人口減少などを背景に、市街地の拡大には一定の落ち着きが見られます。

このため、既存市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、コンパクトな市街地整備が必要であり、今後も良好な市街地形成を促進する効果的な事業の一つとして市街地開発事業の活用を図ります。

なお、市街地開発事業の活用については、次に示す方針に従うものとします。

- ・円滑な事業実施を考慮した施行区域の指定
- ・公共施設の配置，宅地・建築物の整備に関する総合的な市街地像についての検討
- ・周辺環境への十分な配慮

第4節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1 基本方針

山林や河川等の自然的環境は、自然生態系を構成する動植物の生存の場となり、住民にとっては農作物の生産の場、水源の涵養、大気浄化、景観の形成など多くの公益的機能を有しており、近年では地球規模での環境問題への関心の高まりや、グリーンツーリズムなどの都市間の交流の促進などによって、多面的な必要性が認識され、その保全は急務となっています。

本区域は、区域の多くが森林等で、周囲は瀬戸内海で囲まれ、自然環境に恵まれています。これらの自然的環境が美しい景観を織りなしており、適切な保全が求められています。

また、都市内に残されている山林や田園、住宅地周辺の樹林地などは、積極的に保全を図っていく必要があります。豊かな自然環境の持つ保健・レクリエーション機能を保全します。これらの自然的環境が有する各種機能を地域特性に応じて、有効に活用していきます。

2 主要な緑地の配置方針及び整備目標

基本方針を踏まえ、次に示す考え方及び配置方針に従って、緑地の確保を行います。

(1) 緑地の機能に係る基本的考え方

緑地の持つ機能に応じ、配置にあたっての考え方を次に示します。

1) 環境保全機能

自然生態系の維持やうるおいのある都市環境の形成等とともに、地球規模での環境問題の解決への貢献に通じるものとして、保全を図るべき都市・市街地周辺の樹林地、河岸・海岸緑地等を適切に配置します。

2) レクリエーション機能

住民のレクリエーション活動の場となる緑地として、都市公園等の施設緑地、河岸・海岸緑地、港湾緑地等を適切に配置します。

3) 防災機能

土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置します。また、地震・火災時等の広域的な避難拠点の形成を図るため、整備すべき広域・根幹的な施設緑地を適切に配置します。

4) 景観構成機能

都市の後背における景観の形成，及び都市内のランドマークの形成，市街地景観の骨格形成等を図るため，都市・市街地周辺の樹林地，及び河岸緑地等の歴史的・文化的価値の高い景観地について保全・活用を図ります。

(2) 緑地の配置方針

緑地の持つ機能を踏まえ，その配置方針を次に示します。

1) 都市・市街地周辺の樹林地

文化的資源を含む良好な自然的環境を有する市街地周辺部の斜面樹林地及び山塊状樹林地については，市街地の拡大防止，防災機能，都市景観のランドマーク，市街地の背景及び眺望点としての機能を確保する観点から，その保全を図ります。また，市街地内に残存する斜面樹林地及び山塊状樹林地，社寺林についても，身近な自然を感じさせてくれる貴重な緑地として，その保全を図ります。

2) 河川・海岸空間

河川空間については，上流の山間部と下流の都市を連絡し，水循環の確保や動植物の生息・生育の場，住民の癒し・レクリエーション機能に加え，防災や景観形成の重要な役割を持つことから，適切に保全と活用を図るべき緑地として位置づけます。

また，瀬戸内海沿岸部の自然海岸についても，河川と同様に，適切な保全と活用を図るべき緑地として位置づけます。

3) 施設緑地

住民のレクリエーション活動の場や広域的な避難地等となる運動公園等を適切に配置します。

第5節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

歴史的・文化的資源を保全し地域の個性あるまちなみを保存するため、歴史・景観に配慮したまちなみの整備又は保全に関する基本方針を定めます。

1 歴史・文化に配慮したまちなみの整備又は保全に関する基本方針

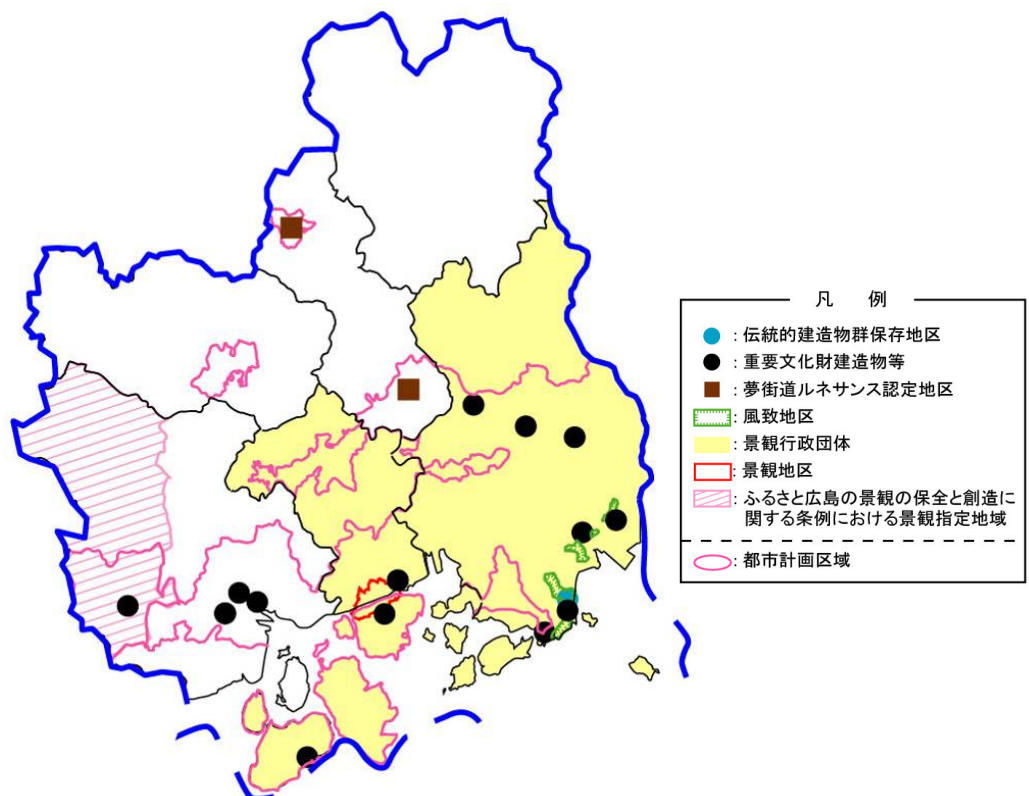
本区域には、耕三寺や平山郁夫美術館に代表される観光資源をはじめとする多様な歴史・文化などの地域資源が点在しています。これらの地域においては、地域の歴史や伝統を反映した住民等の生活や生業を営む活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のあるまちなみを形成しています。

今後も、歴史・文化的な空間と生活の場としての空間を調和させた一体的な都市景観の形成に努め、その都市にしかない個性や魅力を感じられる都市づくりを推進します。

2 歴史的なまちなみの景観保全等に関する方針

地域の実情を踏まえつつ、特に歴史的なまちなみの保全に向け、積極的な取り組みが必要となる地区については、景観地区や歴史的風致維持向上地区計画の決定など、従来の用途制限、建築物の高さの制限に加えて、形態意匠の制限も含む、景観法、歴史まちづくり法*などをはじめとする各種関連法による施策の活用を図ります。

■歴史・まちなみの残る主要な地区



*正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

